

別表 2 (第 5 関係)

検 査 の 方 法

検 査	検 査 事 項	検 査 方 法
使用予定種馬 鈴しよ検査	産地及び系統	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
植付予定ほ場 検査	シストセンチュウ	シストセンチュウ発生地域にあつては土壤検診により、それ以外の地域にあつては検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
	ほ場環境	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。 ただし、必要に応じて現地調査を行うものとする。
ほ場検査	シストセンチュウ	ほ場別に任意に抽出し掘り取った馬鈴しよ 5 株以上を検査する。ただし、必要に応じて、土壤検診を行うものとする。
	バイラス病及び青枯病	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しよ 1,000 株以上を検査する。
	輪腐病	バイラス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。また、秋作用春作及び秋作にあつても、必要があると認めた場合には、第 2 期ほ場検査終了後も検査を行うものとする。
	疫病及び黒あざ病	バイラス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。
	アブラムシ及びヨコバイ	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しよ 10 株以上を検査する。
生産物検査	ジャガイモガ、シストセンチュウ、そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び疫病並びにくわ等による損傷	ほ場別に任意に抽出した馬鈴しよ 200 個以上を検査する。ただし、防疫官が検査上支障がないと認めた場合には、2 つ以上のほ場を 1 つのほ場とみなして抽出及び検査を行うことができるものとする。

注 ほ場検査は、第 4 の 2 第 2 項により A 階層とされたほ場については検査の申請に係るほ場の数に応じ次に掲げる数のほ場を、B 階層とされたほ場については防疫官が必要と認める数のほ場を、それぞれ任意に抽出して行うものとする。

検査の申請に係るほ場の数	抽出するほ場の数	
	第 1 期及び第 2 期ほ場検査	第 3 期ほ場検査
15 筆以下	全数	全数
16 筆以上 88 筆以下	15 筆以上	15 筆以上
89 筆以上	18 筆以上	